

# 公立大学法人横浜市立大学特別契約教授及び特別契約准教授設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、横浜市立大学（以下「本学」という。）における教員配置において、教育課程の多様化を図るため雇用する特別契約教授及び特別契約准教授（以下「特別契約教員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 特別契約教授となる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 実務経験を求められる講義・実験・研究指導などの本学が求める分野について、特に優れた知識・経験を有すると認められる者
- (2) 本学の教授を定年退職し、これまでの経験・知識を活用し、学生教育に対し継続的に対応できる者

2 特別契約准教授となる者は、実務経験を求められる講義・実験・研究指導などの本学が求める分野について、優れた知識・経験を有すると認められる者とする。

## (職務)

第3条 特別契約教員の勤務日数は、週1日又は2日とする。

- 2 特別契約教員は、出勤日においては、講義・実験等本学が指定する時間以外において、学生との指導等に要する時間を確保しなければならない。
- 3 特別契約教員は、学長が特に認めるときは本学の意思決定に関わることができる。

## (報酬等)

第4条 特別契約教員の報酬は別に定める。

## (雇用期間)

第5条 特別契約教員の雇用期間は、雇用開始の日から事業年度（会計規則に定める事業年度をいう。以下同じ。）の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職務の性質等特別の事情がある場合には、1事業年度の期間内で、雇用期間を別に定めることができる。
- 3 第1項の雇用期間は、業務量や勤務実績等を勘案し、4回を限度に更新することができる。
- 4 第3項の規定にかかわらず、原則として満70歳に達した日の属する事業年度の末日を越えて更新することはできない。

## (解雇)

第6条 理事長は、特別契約教員が次の各号の一に該当する場合には、これを解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、就業に適さないと認められたとき
- (2) 精神又は身体の故障について、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮しても、なおその故障により業務に耐えられないと認められたとき
- (3) 懲戒処分の標準例に照らして免職に相当する非違行為があったとき
- (4) 経歴を偽り、その他不正手段を用いて採用されたとき
- (5) その他職務上の義務に違反したとき

2 前項の規定により特別契約教員を解雇するときは、少なくとも30日前に本人に予告し、又は平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支給する。

3 前項にかかわらず、解雇を通告した日に特別契約教員を解雇しない場合においては、解雇予告手当の額は、解雇の通告をした日から解雇する日までの日数のうち、30日に満たない日数分の平均賃金に相当する額とする。

(選考方法)

第7条 特別契約教員の選考は、教員の選考方法に準ずる。

(施設の利用等)

第8条 特別契約教員は、教育・研究等のために必要な施設及び設備を利用することができる。ただし、個人別の研究室は持たない。

2 特別契約教員には、本学からの個人研究費の支給は行わない。ただし個人が取得した外部資金の利用は可能とする。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年12月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。